

新発田市監査委員公表第1号

財政援助団体等に対する監査結果の公表について

財政援助団体等に対する監査を実施したので、その結果を地方自治法第199条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年3月14日

新発田市監査委員 坂上 德行

新発田市監査委員 石山 洋子

財政援助団体等の監査結果

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による令和3年度財政援助団体に対する監査を、新発田市監査基準に準拠し実施した。

1 監査を実施した者

監査委員 坂上徳行

監査委員 石山洋子

2 監査の種類

財政援助団体の監査

3 監査の対象

(1) 監査対象団体

学校法人敬和学園 敬和学園大学

(2) 監査対象補助金

令和2年度敬和学園大学包括連携協定推進補助金

(決算額 12,000,000円)

令和3年度敬和学園大学包括連携協定推進補助金

(交付決定額 12,000,000円)

4 監査の実施内容及び着眼点

監査の実施に当たっては、財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼とし、以下の項目を監査の着眼点として実施した。

- (1) 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金の交付申請書、実績報告書等は符号するか。
- (2) 補助金の交付申請書の提出及び補助金の請求、受領は、適時に行われているか。
- (3) 事業は、計画並びに交付条件に従って実施され、十分効果をあげているか。また、補助金が補助対象事業以外に流用されていないか。
- (4) 出納関係帳票整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- (5) 補助金に係る収支の会計経理は適切か。
- (6) 会計処理上の責任体制は確立されているか。
- (7) 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金がある場合において、

その返還時期等は適切か。

5 監査の実施場所

新発田市役所別館 行政委員会室

6 監査の実施期日

令和3年12月14日

7 監査の方法

監査開始前に敬和学園大学教務課長から業務の概要について説明を受けた後、あらかじめ提出された監査調書に基づき、市の補助金に関する諸帳簿類の監査を行うとともに、必要に応じ関係職員からも説明を求めて実施した。

8 監査の結果

補助金は、補助目的に沿って執行されているものと認めたが、補助金等にかかる会計事務及び補助金交付の申請、決定等に関する事務処理において、以下のとおり適正を欠く事項などが見られた。

(1) 敬和学園大学に関する事項

ア 補助事業における補助金の配分について（指摘事項）

敬和学園大学（以下「大学」という。）では、新発田市と大学との包括的連携に関する協定に基づく事業を実施するにあたり、各事業に要する経費の配分が明確にされていなかった。

市から補助金等の交付を受けている団体等は、補助事業等に要する経費の配分を明確にし、適正に管理することが求められている。

補助金申請から実績報告までの一連の手続きは、新発田市補助金等交付規則に規定されている。規則に従い適正に手続きされたい。

(2) 補助金交付所管課（新発田駅前複合施設）に関する事項

ア 新発田市補助金等交付規則に基づいた適正な事務手続について（指摘事項）

補助金交付事務は、交付の決定から額の確定等について補助金交付の条件に適合したものであるか審査や調査を行うこととされている。

交付条件や一連の手続きが定められた規則に則った事務が行われていなかった。

新発田市補助金等交付規則に基づき適正に事務をされたい。